

事業名	民間教育訓練費			調書番号	81
細事業名	技能照査実施委員会開催費	財務コード	106903		
担当部課室	産業労働 部 産業人材育成 課 技能振興 担当 (内線)	4853			

I 事業の概要

実施期間	始期 H5 年度 ~ 終期 年度		
実施主体	県(直営)		
目的	だれ(何)を対象に 技能照査を行う認定職業訓練校	その対象をどのような状態にして 技能照査実施委員会での適正な試験問題の作成指導と委員による試験当日の立ち合いを行う	結果、何に結びつけるのか 技能照査の的確な実施
内容	<p>○職業能力開発促進法施行規則第29条の規定により、技能照査は、普通課程の普通職業訓練を受ける者に対して、習得すべき技能及びこれに関する知識を有するかどうかを判定するため、教科の各科目について行うこととなっている。</p> <p>○また、同規則第35条の3第2項の規定により、技能照査が的確に行われていることを知事が証明する必要があることから、技能照査実施委員会を設け、適正な試験問題の作成指導と委員による試験当日の立ち合いを行う。</p> <p>・技能照査実施状況(H29) 2校3科で実施 11名受験11名合格</p>		

II 事業の目標、実施状況等(事業実績及び成果の達成状況)

区分	指標	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
活動指標	委員会の開催回数 (訓練科ごとに開催)	目標	3	3	3	3	3	3
		実績(見込)	3	3	3	3	3	3
		達成率	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
		達成区分	b	b	b	b	b	b
成果指標	技能照査の実施回数 (訓練科ごとに実施)	目標	3	3	3	3	3	3
		実績(見込)	3	3	3	3	3	3
		達成率	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
		達成区分	b	b	b	b	b	b
決算(予算) 単位:千円		20	20	11	16	16	34	34

III 事業の評価(平成29年度の業績評価)

活動指標	b	評価	普通課程の普通職業訓練を行う2校3科において、技能照査実施委員会を開催した。
成果指標	b		2校3科において、技能照査が的確に実施された。

- ・「活動指標、成果指標の達成率」から事業の活動量、成果に係る一次評価の考え方を記載すること。
- ・指標がない場合や指標を補足する必要がある場合には、指標によらない成果を用いて記載すること。

IV 見直しの必要性(平成31年度に向けた改善等の考え方)

県関与の必要性	判定	<input checked="" type="checkbox"/> 必要性が高い <input type="checkbox"/> 必要性がある程度認められる <input type="checkbox"/> 必要性が低い
	説明	<input type="checkbox"/> 社会経済環境の変化により、当該事務事業が解決すべき課題が増えている、増えることが予想される <input type="checkbox"/> 事業の拡大や充実を求める意見・要望が増えている <input checked="" type="checkbox"/> 法令等により、県が実施することが義務づけられている <input type="checkbox"/> 県が実施しないと、県民生活に深刻な影響が生じる <input type="checkbox"/> 民間が実施した場合、現在のサービス水準を維持することが、収益性や技術面で困難である。 <input type="checkbox"/> その他 ()
有効性(成果向上)	判定	<input type="checkbox"/> 大幅な成果向上が可能 <input checked="" type="checkbox"/> 成果向上が可能 <input type="checkbox"/> 成果向上はあまり望めない
	説明	試験問題の水準を維持し、技能照査が的確に実施されることにより、訓練生の技能習得レベルの向上に繋がる。
見直しの余地	判定	<input type="checkbox"/> 見直す余地がある <input type="checkbox"/> 見直す余地がある程度ある <input checked="" type="checkbox"/> 見直す余地がない
	説明	<input type="checkbox"/> 民間委託や指定管理者制度の活用など事業手法の見直しの余地がある <input type="checkbox"/> 業務の進め方や手続き(業務プロセス)を簡略化・簡素化する余地がある <input type="checkbox"/> サービスの対象、水準、内容を見直す余地がある <input type="checkbox"/> 実施体制(事業間・組織間の連携や事務分担など)を見直す余地がある <input type="checkbox"/> 投入したコストに見合った効果が現れておらず、効果向上やコスト削減を検討する余地がある <input checked="" type="checkbox"/> その他 (下記のとおり))
その他	説明	職業能力開発法施行規則第35条の3第2項の規定により、技能照査が的確に行われていることを知事が証明する必要があることから、見直しの余地はない。
見直しの必要性	無	職業能力開発法施行規則第35条の3第2項の規定により、技能照査が的確に行われていることを知事が証明する必要があることから、見直しの余地はない。

V 見直しの方向(平成31年度当初予算等での対応状況)

現行どおり	説明
-------	----

- ・見直しの方向は、「廃止」「一部廃止」「終期設定」「休止」「他事業と統合」「縮小」「拡大」「実施方法等の変更」「改善済み」の中から選択し、IV見直しの必要性を踏まえ、具体的な実施計画等を分かりやすく記載すること。見直しがない場合は「現行どおり」と記載し、必要に応じてその理由を記載すること。